国民健康保険税率等を改定します

問合せ保険年金課保険年金係

●平成19年度に介護分の税率を改定します

国民健康保険税の税額は医療分と介護分で算定されています。医療分は全ての被保険者の方が対象になりますが、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者の方のみが対象になります。平成19年度はこの介護分の税率を改定します。

●制度改正による影響も配慮

医療費の著しい増加に伴って、本来ならば医療分の税率の見直しも必要ですが、平成18年度に行われたさまざまな制度改正（例えば住民税の税源移譲や公的年金控除廃止に伴う経過措置など）の状況から、医療分の改定は行わず、介護分のみの改定をすることとなりました。

●介護給付費の増加に歳入が追いつかなくなりました

介護分は介護保険制度を支えるための財源であり、医療費補填のための財源ではありません。平成12年度の制度開始以来、若干の改定は行いましたが、現在は介護給付費の増加に、介護分の保険税が追いついていない状況になっています。

市に納税していただいた介護分は、本来は介護給付費納付金として介護給付費の50％分を担うための税ですが、平成17年度決算では、納めていただいた介護分は介護給付費納付金の34％まで落ち込んでしまいました。その不足分は本来国民健康保険事業に充てる財源から支払っているのが現状です。

●国民健康保険事業の健全な運営のためにご協力ください

介護分で不足した費用を他の財源から補填することは、国民健康保険事業全体に影響を与えるため、改定せざるを得ません。被保険者の方のご理解とご協力をお願いします。

表1　保険税　介護分税率の推移　□の部分は改定があった年度です。

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
所得割額	課税標準額	0.82%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
資産割額	固定資産税額	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%
均等割額	加入人数	6,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	9,200円
	加入年齢	40歳以上60歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満	40歳以上65歳未満
平等割額	1世帯あたり	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
賦課限度額		70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	80,000円	80,000円	90,000円
被保険者数		7,001人	7,243人	7,480人	7,686人	7,666人	7,622人	7,648人	

上の表は平成12年度の開始時から平成19年度までの介護分税率と被保険者数の推移です。平成12年から平成18年度までで見ると、所得割額が0.08％、均等割額が1000円増加しただけです。また平成17年度は、税率は変わらないまま限度額のみを引き上げました。被保険者数は平成12年度と比べると約1割増えています。平成19年度は所得割額を0.1％、均等割額を2,200円、賦課限度額を10,000円引き上げます。

表2　介護給付費納付金財源内訳　単位:円。万までで四捨五入しています。

	歳出	歳入		財源割合A/①	不足額
	介護給付費納付金①	国保税(介護保険料)A	公費分B		
12年度	1億9,208万	1億1,175万		58.18%	
13年度	2億2,140万	1億2,593万	1億　950万	56.88%	△1,403万
14年度	2億2,531万	1億2,988万	1億1,088万	57.64%	△1,545万
15年度	2億6,819万	1億2,991万	1億3,357万	48.44%	471万
16年度	3億2,619万	1億2,874万	1億6,209万	39.47%	3,535万
17年度	3億7,946万	1億3,083万	1億8,453万	34.48%	6,410万
18年度	3億8,674万			0.00%	

表2で平成12年度と平成17年度を比べると、介護給付費納付金は約2倍に増加しています。

急激に給付費が伸び、緩やかな税率の伸びでは対応できなくなっていることがわかります。

不足額の欄が繰り入れをしている金額です。平成17年度に至っては約6,500万円も足りない分を繰り入れしています。このため税率を改定して介護分における財源の割合を是正する必要があります。

国保・年金だより

●所得がなくても申告を

国民健康保険税は、前年の所得（世帯の合算額）が一定基準以下の場合は減額されますので、前年中に所得がない方も必ず3月15日までに市・都民税の申告をしてください（申告の詳細は課税課市民税係へ）。

問合せ保険年金課保険年金係

●国民年金保険料の免除・猶予期間における保険料の追納をご存知ですか

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めたときと比べて、将来受け取れる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）で、年金額を増額することができます。

追納を希望する場合は、社会保険事務所へ申し込んでいただき、社会保険事務所から発行される納付書が必要となります。

なお、保険料の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問合せ立川社会保険事務所☎523・0351

介護保険の改正

●保険料の特別徴収の変更

平成18年10月の制度改正により、平成19年度から第1号（65歳以上の方）介護保険料特別徴収（年金天引き）の変更があります。

①制度改正の概要

天引き開始時期を早めるよう制度改正され、10月だけではなく、新たに4月、6月、8月の各年金支給月のいずれかから天引き開始ができるようになりました。

②仮徴収

現在の制度では年間の前半に当たる4月・6月・8月を仮徴収と呼び、後半に当たる10月・12月・2月を本徴収と呼んでいます。

介護保険料の計算時に、その年度の所得情報が必要になりますが、4月あるいは6月での時点では所得が確定していないため、前年の保険料所得段階を基準として、暫定的に決定した金額で4月以降から天引きを行います。

その後、所得情報が確定しますと、既に天引きした仮徴収分との差額を計算し、後半分を決定します。これが保険料特別徴収計算の基本的な仕組みです。

③法改正により4月から8月の間に天引きされる方

4月・6月・8月より天引き開始となる方については、天引き開始月の初旬に、前述の方法により計算し、仮徴収保険料額を記載した介護保険料特別徴収開始通知書（仮徴収決定分）をお送りする予定です。

問合せ介護福祉課介護保険係

第３期福生市地域福祉計画の改定について地域福祉推進委員会が答申

２月14日、第3期福生市地域福祉計画の改定についての基本的な考え方、内容等が市民の代表22名で構成される福生市地域福祉推進委員会（西村邦康会長）から示され、答申書が市長に提出されました。

市は、同委員会に対し、昨年6月、障害者自立支援法で策定が義務付けられた障害福祉計画を含む地域福祉計画の改定についての基本方針、内容等につき、意見を求めていました。市は答申内容を踏まえ、市としての計画を策定します。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

答申の概要

●計画の基本理念

・市民の支え合いによるまちづくり
・子どもたちが明るく健やかに育つことができるまちづくり
・市民が互いに親しみ、健康で心豊かな生活を送ることができるまちづくり
・市民一人ひとりが尊重され、だれもが自由に参加できる地域社会の実現

●個別分野の基本的な考え方

高齢者福祉推進　「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を高齢者福祉推進の基本理念とし、サービスを利用する際の自己選択・自己決定を保障するとともに権利擁護に努め、地域における自立を支援するとともに、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを目指す。
社会参加を促進し、生きがいやふれあいのあるまちづくりを進める。

障害者福祉推進　「ノーマライゼーションの実現」を障害者福祉推進の基本理念とし、障害者も、障害のない人も一人の人間として同じ権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、ともに社会に参加することの理解を進める。また、お互いに支えあうことにより、すべての人が自立した生活が営める、すべての人のための地域社会作りを目指す。

次世代育成支援　「子育ての喜びが実感できるまち」を次世代育成支援の基本理念とし、次代を担う子どもたちが家庭や地域の中で愛情と人への思いやりを育まれながら、明るく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくり、人づくりを目指す。

福生市地域福祉推進委員会委員は次の方々です。（敬称略・順不同）

●学識経験者中嶋充洋
●福祉保健関係機関の代表小川田鶴子、木村三郎、佐々木和仁、佐藤博紀、杉本敏明、関根美智子、高田ヒロ子、田中勇、平沢るり子、溝渕幸太郎
●医療関係機関の代表島田實、土屋輝昌、西村邦康、三井理
●ボランティア団体の代表秋山美左江、高水清安
●市民の代表（公募）杉森侑、関根和美、中川洋八郎、萬沢せつ子
●社会福祉協議会の代表大杉浩司